



ください。

**A** 夜間警備等では業務の大部分が「手待ち時間」である一方、開始から終了までの労働時間が8時間を超える場合がほとんどです。

**Q** 施設の夜間警備等をしてもらう労働者を雇いたいと思っています。断続的労働の業務と、緊急電話やに当たると聞きました。非常事態等に備え待機した。その内容を教えてください。

**断続的労働**

……

23:00 巡回 (手待ち)

21:00 巡回 (手待ち)

19:00 巡回

……



## 断続的労働とは何ですか

繰り返される労働のこ 業時間が少ない場合、「断続的労働に従事す」とです。

法定労働時間、休憩、休日等の原則や最低賃金(鳥取県では1時間792円)はすべての労働者に適用されますが、断続的労働は行政官庁の許可を受けた場合に限り、労働時間、休憩、休日等の原則適用から除外されます。

この許可は、使用者がこの労働者を雇い入れ後、「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請」を所轄労働基準監督署長に行い、監督署で勤務状況を实地に調査したうえで判断します。

また、労働時間中に手待ち時間が多く実作業

この特例許可は期間限定なので、その期間後も継続勤務の場合、再度申請し許可を受ける必要があることに留意してください。また、どちらも電子申請を行うことができます。

詳細は労働基準監督署または下記に問い合わせてください。